

木曽川水系連絡導水路事業監理検討会（第5回）

参考資料

平成21年7月7日

独立行政法人水資源機構
中部支社

木曽川水系連絡導水路事業監理検討会（第3回）議事概要

日 時：平成21年5月27日（水） 13時30分～16時

場 所：水資源機構 中部支社 4階会議室

出席者：国土交通省 中部地方整備局 河川部長（座長）

岐阜県 県土整備部長

岐阜県 都市建築部長

愛知県 地域振興部長（代理：水資源監）

愛知県 建設部長

愛知県 企業庁水道部長

三重県 政策部長（代理：交通・資源政策監）

三重県 県土整備部長

名古屋市 上下水道局次長（技術本部長兼務）

独立行政法人 水資源機構 中部支社 副支社長

配付資料：「議事次第」「構成」「出席者名簿」「配席図」

「資料-1 木曽川水系連絡導水路事業の経緯・進め方」

「参考資料」

議事要旨

1. 名古屋市から次のとおり、今般の事情説明、考え方、および今後のスケジュール等について説明を聞いた。

- ① 河村市長が国会議員時代に導水路の必要性について疑問を持ち、市長になった今でも同じ思いであることなどを表明したものであり、名古屋市として、導水路事業からの撤退を正式に決めたわけではない。
- ② 名古屋市として導水路事業に参画する必要性を改めて検討したいと考えており、環境レポートの進捗も考慮しながら目処として夏頃には結論を得たいと考えている。
- ③ 名古屋市として検討するため、当面、連絡導水路事業に係る負担金の本年度第1回目である5月の支払いを止めてもらっている。

2. 中部地方整備局及び水資源機構から、本事業については、平成16年6月に行われた三県一市副知事・助役会議での確認事項を踏まえ、平成16年10月に設置された「徳山ダムに係る導水路検討会」において関係者間で検討を重ねて計画案を作成してきたこと、また、次のとおり、法律に基づいて三県知事・名古屋市長

等の意見を聴き、又は同意を得て事業を実施してきた経緯を説明し、今後はこれらの経緯を踏まえて対応していくことを全員で確認した。

① 木曽川水系河川整備計画（平成 20 年 3 月策定）

河川法に基づき、国土交通省が四県知事の意見を聴き、名古屋市長等の意見も愛知県知事等を通じて聴いた上で計画を策定した。

② 木曽川水系における水資源開発基本計画の一部変更（平成 20 年 6 月策定）

水資源開発促進法に基づき、国土交通省が四県知事の意見を聴いた上で計画を策定した。なお、愛知県は名古屋市の意見を聴いた上で回答している。

③ 木曽川水系連絡導水路事業に関する事業実施計画（平成 20 年 8 月策定）

水資源機構法に基づき、水資源機構理事長が特定利水者である愛知県企業庁長・名古屋市長に意見を聞くとともに、費用負担の同意を得たのち、事業実施計画について三県知事に協議した上で、計画を策定した。

3. 名古屋市の今般の動きに対し、各県から下記の意見があった。

① これまで三県一市を始めとする関係者が連携・協力して進めてきた経緯を踏まえない、今回の名古屋市長の突然の撤退の意思表明は、極めて遺憾である。

② 岐阜県は徳山ダム建設にあたり、下流域の治水・利水のために多大な犠牲を払っている。上流水源県である岐阜県、特に 466 世帯全村移転という大きな犠牲を強いられた旧徳山村村民に対し、名古屋市は徳山ダムに確保された水をどう取り扱うのかを含め、説明責任を果たすべきである。

③ 近年の小雨化傾向などによる水不足が心配されるなか、短期の動向にかかわらず長期的視点で計画的に水資源を確保する必要があると考えるが、名古屋市としてどう考えているのか、今後早急に示してほしい。

④ 三県一市は運命共同体として、相互に水資源の確保に努めつつ、渴水時には互譲の精神で調整し乗り越えてきたが、今後の渴水調整のあり方をどう考えていくのか。

⑤ 本事業は、関係者が連携・協力し、多くの時間をかけ各々が最も効果的な事業となるよう調整し、法に基づいて手続きを踏んできたものであり、名古屋市の判断により三県の負担

が増加することは絶対に受け入れられない。

- ⑥ 環境影響検討の結果問題がなければ、本事業を現計画どおりに平成27年度までに完成させるべきと考えるが、今後の名古屋市としての意思決定に至る手順及び時期を速やかに明らかにしていただきたい。

4. 今後の調整の進め方

- ① 名古屋市は、本日の各県からの意見・質問に対して、真摯に検討するとともに、市としての本事業に参画する必要性についての検討を早急に進める。
- ② 本検討会は、名古屋市の検討状況に応じて、隨時、開催するものとする。

以上。

木曽川水系連絡導水路事業監理検討会（第4回）議事概要

日 時：平成21年6月16日（火） 9時30分～11時50分

場 所：水資源機構 中部支社 4階会議室

出席者：国土交通省 中部地方整備局 河川部長（座長）

岐阜県 県土整備部長

岐阜県 都市建築部長（代理：次長）

愛知県 地域振興部長

愛知県 建設部長（代理：技監）

愛知県 企業庁水道部長

三重県 政策部長

三重県 県土整備部長

名古屋市 上下水道局次長（技術本部長兼務）

独立行政法人 水資源機構 中部支社 副支社長

配付資料：「議事次第」「構成」「出席者名簿」「配席図」「規約」

「木曽川水系連絡導水路事業監理検討会（第3回）議事概要」

議事要旨

1. 木曽川水系連絡導水路事業は、異常渇水時の緊急水の補給及び都市用水の導水を目的とした事業であり、本事業における三県一市の関わりは下記のとおりである。従って、名古屋市は利水事業者として、本事業に参画するか否かを早急に示すべき。

① 異常渇水時の緊急水の補給（治水）

国土交通省並びに治水関係の負担金を負担する愛知県、岐阜県及び三重県

② 都市用水の導水（利水）

利水事業者である愛知県及び名古屋市

2. 5月27日に開催した、第3回事業監理検討会において各県から出された意見に対して、名古屋市から下記の説明があった。

① 旧徳山村村民に対する説明責任について

名古屋市は、これまでも水源地に対する感謝を込めて数々の上下流交流を実施してきている。名古屋市として、徳山ダムに確保した水をどう取り扱っていくのか、今後の判断により説明責任を果たしていきたい。

② 長期的な視点で計画的に水資源を確保することについて

本市としても長期的視点に立った安定的な水源の確保が必

要であると考えている。これまでの間、渴水年を考慮した水資源確保の考え方、近年の少雨化傾向と河川流量の減少などに見られる木曽川水系の渴水リスクの高まりや、平成6年渴水の状況及び今後予想される渴水時の影響、渴水時の水利調整の方法など、渴水対策を中心に木曽川水系連絡導水路の有用性や必要性について議論してきた。

③ 今後の渴水調整のあり方について

これまで、木曽川水系緊急水利調整協議会など、国、三県一市を中心とする渴水時における水利調整の枠組みで渴水を乗り越えてきたと認識している。さらに、平常時からの、渴水時水利調整のあり方についての検討も必要ではないかと議論をしている。

④ 名古屋市の撤退により三県の負担が増加することについて

これまで三県一市で長い間議論を積み重ね、法的な手続きを経ていること、又、名古屋市の撤退による三県の負担増に対する、三県の意見は十分承知している。本市の負担額は、本市で判断していくうえでの大きな要素になると考えている。なお、徳山ダムの負担金と管理費については今後も支払っていく。

⑤ 名古屋市としての意思決定に至る手順について

これまでに、名古屋市としての導水路事業の必要論と不要論について、両方の立場から学識経験者を交えて市長が意見を聞く機会を設けた。これを踏まえ、6月市会の後できるだけ早い時期に、公開の討論会を開催したい。この討論会後、夏頃を目途に名古屋市としての結論を得る方向で考えている。

3. 名古屋市からの説明に対し、下記の意見があった。

① 名古屋市の検討の促進と迅速な意見表明について

前回の事業監理検討会において確認された、各県からの意見に対する名古屋市の説明が不十分なため、検討がさらに促進されること、及び名古屋市の事業参画の可否についての意思表明に至る手順を早急に明確にすることを強く要請した。

② 名古屋市の水余りの考え方について

5月以降、「名古屋市は水が余っている」との報道が続くことに対し、名古屋市に説明を求め、次のとおり説明があった。名古屋市としては、現行の水需給計画は、平常時だけではなく、十年に一回の渴水時においても市民に安定供給が可能となるよう策定している。

③ 名古屋市から事業関係者への丁寧な説明等について

新聞報道等にあるような様々な動きのなかで、名古屋市は、日頃より事業関係者に対する丁寧かつ詳しい説明を行うとともに、報道機関に対し正確な情報提供を行うよう強く求めた。

④ 農業用水との調整に関する関係者の受け止め方について

「異常渇水時の農業用水への協力要請」の報道に対する農業関係者の受け止め方について、愛知県より報告があった。

農業用水に非常に余裕があるかのような発言は、非常に遺憾。現在でも、渇水時には水配分で大変苦労している。尾張地域の農地は、名古屋市に食糧を供給する大きな役割を果たしている。渇水時に一方的に犠牲を強いられるのではないかと心配している。名古屋市は責任、努力を放棄しており強い憤りを覚える。発言を改めて頂きたい。

以上